

第24回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成25年2月4日(月)午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室(5階)

3 出席者

(委員) 太田秀栄, 亀井千枝子, 小島直久, 咲間まり子, 長谷川誠, 伴亨, 堀田秀一, 山口敏明, 山本玲子, 横山ユウ(五十音順, 敬称略)

(説明者) 佐藤事務局長, 秋山首席家裁調査官, 藤原首席書記官, 黒坂事務局次長, 笠原主任家裁調査官

(庶務) 今井総務課長, 田母神総務課課長補佐, 一郷総務課庶務係長

4 議事等

- (1) ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」視聴
- (2) 盛岡家裁における少年事件の動向についての説明
- (3) 盛岡家裁で行われている教育的措置についての説明
- (4) 意見交換(= 委員, = 説明者等)

統計データによれば, 福島県の少年事件の新受件数が他県と比較して多いようだが, 何か理由はあるのか。

福島県の郡山市は交通の要衝であり, 人の流れも多く, 産業も発展している。そういった地域は事件も多い傾向にあるようだ。

成人の刑事事件でも宮城県と福島県は多く, 秋田県と岩手県は少ない。少年事件においてもそういった傾向が現れているようである。

平成19年以降, 少年事件の新受件数が減少しているのは大変喜ばしいことであるが, 特に岩手県については, 震災の影響はあるとしても, 平成23年の件数が平成19年の件数の約半分まで減少している。この点について, 裁判所ではどのように分析しているのか。

少年事件が減少している理由は、14歳から19歳までの人口が減少していることが影響しているのではないかと考えている。具体的には、岩手県内における14歳から19歳までの人口が平成19年10月1日現在では85,829人であったのに対し、平成24年10月1日現在では76,161人となっており、約11.3パーセント減少している。その他の理由としては、指摘のあったとおり震災も影響しているものと思われる。

統計データの新受件数と処分件数が一致していない理由は何か。

新受件数はその年に事件が係属した件数であり、処分件数はその年に処分が決定した件数である。前年に係属した事件について翌年に処分が決定する場合もあるため、件数が一致していないものである。

少年に対する教育的措置では、少年に社会奉仕するきっかけを作るだけでなく、少年を周囲からあまり隔離せず、周りの人から「ありがとう」と声を掛けてもらえるような環境にしていることが分かった。そのように、周りから愛され、周りの人も遠慮せずに声を掛けられるような機会がこれからもたくさんあればいいと感じた。

少年の万引き事件については、商店でも監視カメラや巡回によって事件の発生自体を防止するよう努めているが、それでも残念ながら皆無ではないというのが現状である。

盛岡家裁では、少年事件の教育的措置について、岩手家庭少年友の会の協力を得ているということであるが、その点について説明いただきたい。

岩手家庭少年友の会とは、民間ボランティアとして少年事件に関わる団体である。平成8年2月に発足し、その構成員のほとんどは調停委員等であるが、裁判所とは全く別の組織であり、会の運営は会員が支払う会費で賄われている。会としては、裁判所の要請があればいつでも協力できるよう、日ごろから研鑽に努めることが大切であると考えている。

児童自立支援施設には、家庭裁判所から送致された児童も入所している。

そういった児童は、少年鑑別所での鑑別を経験するなど、なかなか大変な状況で生活することになるが、そのような手続を経ていることにより、その後の自立支援の効果が高まる場合もあると感じているので、これからも協力していきたいと考えている。また、入所児童の中には、職員に暴力を振るうなど、大人との信頼関係を築く力が弱い児童もいる。施設では親と子供を別々に処遇するのが通常であるが、裁判所の教育的措置のように親子一緒に行うことで得られる効果もあるということなので、その点は非常によいと感じた。

教育的措置として特別養護老人ホームでの入浴介助も体験させているという説明があったが、参加した少年全員が体験できるとしたら、世の中には他人の手助けが必要な人もいるということ気付かせる方法にもなり、よいと思う。しかし、大変な重労働であり、そういった体験を嫌がる少年はいないのか。

入浴介助のほかにおむつ交換をさせてもらうこともあるが、いきなり作業するのではなく、初めに施設職員に少年の様子を観察していただき、少年が人間的接触に堪えられるか見極めていただいた上で、少年本人の意向も踏まえながら実施している。初めは施設職員の作業を見ていることしかできず、自分の無力さを感じるようだが、そういった関門をくぐり抜けることで、自分にもできたという達成感が得られ、更生意欲を高めることにもつながっている。

入浴介助などは本当に大変な作業なので、よくできるものだと感じた。

本当に大変な作業で、少年自身もびしょ濡れになりながら頑張っていた。

審判廷で実際に少年に接している立場として、社会奉仕活動等の教育的措置による効果として実感している点が二つある。一つ目は、少年の表情である。裁判所に少年事件が係属した段階では捜査機関が撮影した写真で少年の顔を見ることになるが、実に投げやりな表情で写真に写っている。それが教育的措置を経て審判期日を迎えると、非常に明るく前向きな表情になってい

る。多くの少年は、周囲からけなされ、どうせ俺なんてという気持ちになっているが、社会奉仕活動によるちょっとした体験が少年の自尊心にプラスに働いていることの現れであると感じている。二つ目は、親子の関係である。審判廷に入ったときに少年と保護者がかなり離れた位置に座り、親子関係にだいぶ距離があると感じることがある。子供がある程度の年齢になると親子で共同作業をするという機会は少ないが、社会奉仕活動に参加した少年と保護者の場合、そのことがきっかけで親子の会話が生まれ、それが親子関係の改善にもつながり、保護者のほうでも少年への不信感を払拭して前向きに指導していこうという気持ちになっていると感じている。

教育者として、非行があった後の対応だけでなく、教育的な働き掛けによって非行を予防することができないかということの研究してきた。今日の説明を聞き、改めてその必要性について考えさせられた。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成25年10月頃（地家裁合同開催）
- (2) テーマ 裁判所における研修制度（予定）